

# 会 則

毛 髮 科 学 技 術 者 協 会

令 和 2 年 4 月 10 日 改 定

令 和 2 年 4 月 10 日 施 行

# 毛髪科学技術者協会会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は毛髪科学技術者の協力により美容業界の進歩発展に寄与することを目的とする。
- 第2条 本会は毛髪科学技術者協会（略称MGK 英名：Hair Scientists Association）と称する。
- 第3条 本会の事務所は東京都に置く。ただし、必要に応じ支部を設ける。  
2. 本会は西日本地区に西日本支部を設け、呼称を毛髪科学技術者協会西日本支部とし、略称をMGK西日本と称する。

## 第2章 事業

- 第4条 本会の目的達成に必要な事業を行う。
- (1)毛髪科学の知識の普及
  - (2)技術資料の交換及び情報の提供
  - (3)相互研鑽
  - (4)会員相互の親睦
  - (5)その他

## 第3章 会員

- 第5条 本会の会員は美容に関連のある科学技術者並びに美容家及びこれらの事柄に特に関心を持つ者とする。
- (1)正会員：本会の目的遂行に熱意を示し、研究・運営に協力する毛髪科学技術者及び美容家
  - (2)賛助会員：本会と関連のある事業を営み、本会の趣意に賛同し、寄付その他をもって協力する団体、法人又はそこに従事する個人
  - (3)特別会員：本会の会員であって何らかの理由で業界を離れたが、本会にとどまることを希望し、幹事会が認めた者
  - (4)名誉会員：永年本会に尽くされた会員で幹事会が推挙した者（永く本会にその名をとどめ、榮譽を称えるものとする）
- 第6条 本会に入会を希望する者は会員2名以上の推薦を得て、幹事会の承認を必要とする。
- 第7条 本会は次に該当する会員を幹事会の議決を経て総会にはかり退会させることができる。
- (1)本会の目的に反した場合
  - (2)本会の信用を甚だしく失うような行為のあった場合
- 第8条 本会の会員は次の理由により会員の資格を失う。
- (1)会費納入を3ヶ月以上怠った場合
  - (2)文書をもって退会を申し出た場合
  - (3)本人が死亡した場合

## 第4章 幹事・会計監査・顧問・相談役

- 第9条 本会は幹事及び会計監査を選挙で選出し、会運営の任にあたる。選挙は幹事の互選による選挙管理委員会が統括する。
2. 幹事および会計監査の定数は次のとおりとする。
    - (1) 幹事 若干名
    - (2) 会計監査 2名
  3. 幹事は幹事会を構成し、幹事の互選により次の役職につき、会務の円滑な運営を期し会員の付託に応えるものとする。  
本会は次の幹事を置く。
    - (1)代表幹事 3名
    - (2)会計幹事 2名
    - (3)企画幹事 若干名
    - (4)編集幹事 若干名
  4. 会計監査は会計業務を適正に監査し、会員の付託に応えるものとする。
  5. 幹事の約半数及び会計監査1名を西日本支部の担当とする。
  6. 幹事及び会計監査の任期は2年とし再選は妨げない。

- 第10条 本会は、顧問及び相談役をおくことができる。
- (1) 顧問及び相談役は学識経験者、業界の有識者を幹事会の議決を経て委嘱する。
  - (2) 顧問及び相談役は幹事会の諮問に応ずる。

## 第5章 幹事会

- 第11条 幹事会は幹事全員をもって構成する。
2. 幹事会は本会運営の具体的方針の決定及び必要と認める事項の審議執行にあたる。
  3. 幹事会は必要に応じ代表幹事が招集する。
  4. 幹事会は規約第2章の事業遂行のために、次のような委員会をおく。
    - (1) 企画委員会：会員の研修を目的とした講演・研修の学術大会の設営、講師の選定、期日場所の設定、講演テーマの確保と会員相互の親睦、業界情報交換などの為に行う「懇親会」、「新年パーティ」などの実施。
    - (2) 編集委員会：本会の機関紙「毛髪科学」の発行に関する一切の業務、即ち、原稿の確保、校正、印刷、発行、配布などの実施。
    - (3) その他、必要に応じて各委員会を構成することができる。
  5. 幹事会は規約第2章の事業を行うために会員より若干名を指名し特定の業務の企画、実行を委嘱することができる。

## 第6章 総会

- 第12条 総会は会員全員をもって構成し、年1回招集する。臨時総会は必要に応じ招集する。
2. 総会日時は幹事会が決め、議題とともに会員に通知する。
  3. 総会は事業計画、予算、決算、細則の承認、幹事及び会計監査の選任、会則の変更、本会の運営に関する基本的な重要事項の決定などを行う。
  4. 幹事会は、第1項及び第2項の規定による総会招集通知ならびに議題の提供を電磁的方法により行うことができる。ただし、電磁的方法について必要な事項は規約で定める。
  5. 会員は、第2項の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は電磁的方法をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。

- 第13条 総会は、委任状を含め会員の過半数の出席をもって成立する。
2. 電磁的方法による議決権又は選挙権を行使した会員は、出席者とみなす。
  3. 総会の議決は出席者の過半数の同意による。

## 第7章 会計

- 第14条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
2. 本会の費用は会員の会費、入会金、寄付金、その他の収入をもって充当する。

- 第15条 会費及び入会金は次のとおりとする。
- (1) 正会員：年額35,000円 入会金3,000円  
(1社1名。1名増員ごとに年額20,000円 入会金3,000円)
  - (2) 賛助会員：年額45,000円 入会金(一口)10,000円  
(1社1名。1名増員ごとに年額25,000円 入会金(一口)10,000円)
  - (3) 特別会員：年額12,000円
  - (4) 名誉会員：免除
  - (5) 年会費は毎年期初に納入する。新入会員は入会金と月割りの年会費を一括して納入する。

- 第16条 収支予算案及び決算報告書の作成は幹事会にて行う。

## 附則

- (1) 本会則に定めなき事項に関しては幹事会の審議を経て決定する。
- (2) 本会則で定めるもののほか、本協会の組織及び運営に関する必要な事項は規約で定める。
- (3) 本会則の改定は幹事会の審議を経て、総会で出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。ただし、改正議案が軽易又は緊急を要する場合はあらかじめこれを公告する方法により総会にかえることができる。なお、公告の方法は、本協会の掲示場又はホームページに掲示する。
- (4) 本会則は令和2年4月10日より施行する。

改定記録

- (1) 昭和48年4月1日施行
- (2) 昭和63年10月21日改定、平成元年4月1日(昭和64年4月1日)施行
  - 第5条に(3)を追加
  - 第9条を改正
  - 第10条の(2)を改正
  - 第11条の4. に(1)、(2)、(3)を追加
- (3) 平成14年4月1日施行
  - 第4条の(2)の改正
  - 第9条の改正、2. の(4)、(5)及び3. の改正
  - 第10条の(1)の改正
  - 第11条5. の追加
  - 第12条の改正
  - 第13条の追加
  - 第15条の(3)の追加
  - 附則の(2)の改正
- (4) 平成17年10月14日改定、平成18年4月1日施行
  - 第2条の改正
  - 第5条の(3)の追加及び(3)から(4)に改正
  - 第11条5. の改正
  - 第15条の(1)、(2)の改正、(3)の追加及び(3)から(4)に改正
  - 附則の(2)の改正
- (5) 平成29年3月10日改定、平成29年4月20日施行
  - 第3条2. の追加
  - 第9条の改正
  - 第10条の改正及び(2)の改正
  - 第11条の4. (1)の改正
  - 第12条の3. の改正
  - 第15条の改正
  - 附則の(2)、(3)の追加及び(2)から(4)に改正
- (6) 令和2年4月10日改定、令和2年4月10日施行
  - 第12条4. 及び5. の追加
  - 第13条2. の追加、2. から3. に改正
  - 附則の(4)の改正